

## 第26期 岡山県産業教育審議会

### － 第 1 回 会 議 －

日時 令和2年10月20日（火）

13：30～15：30

場所 県庁3F大会議室

1 開 会

2 委員紹介

3 岡山県産業教育審議会について

4 会長及び副会長選出

5 議 事

（1）岡山県産業教育審議会への諮問と審議の進め方について

（2）審議

（3）その他

6 その他

7 閉 会

第26期岡山県産業教育審議会委員名簿

任期 令和2年10月20日から令和4年3月31日まで

	氏 名	役 職 名
1	考藤 悦子	岡山大学大学院教育学研究科特任教授
2	草野 浩一	岡山県総合政策局政策推進課地方創生推進室長
3	剣持 敏朗	岡山県農業協同組合中央会専務理事
4	河野 慶治	岡山県議会議員
5	後藤 博幸	岡山県産業労働部労働雇用政策課長
6	武田 浩一	株式会社廣榮堂代表取締役社長 岡山県産業教育振興会副会長
7	波多 清美	株式会社富士麵ず工房取締役 岡山商工会議所女性会副会長
8	服部恭一郎	日本オリーブ株式会社代表取締役会長 岡山県産業教育振興会会長
9	福田 早希	西日本電信電話株式会社岡山支店担当課長 一般社団法人システムエンジニアリング岡山会員
10	福原 洋子	高梁市立高梁中学校長
11	宮田 明美	公益社団法人岡山県看護協会会長
12	山根 康史	岡山県立高松農業高等学校長 岡山県高等学校産業教育連絡会会長
13	吉川 幸	岡山大学全学教育・学生支援機構准教授

13名（五十音順）

# 〇産業教育振興法（抜粋）

昭和二十六年六月十一日

法律第二百二十八号

最終改正 平成二十八年五月二十日

## 第一章 総 則

### （目的）

**第一条** この法律は、産業教育がわが国の産業経済の発展及び国民生活の向上の基礎であることにかんがみ、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり、産業教育を通じて、勤労に対する正しい信念を確立し、産業技術を習得させるとともに工夫創造の能力を養い、もつて経済自立に貢献する有為な国民を育成するため、産業教育の振興を図ることを目的とする。

### （国の任務）

**第二条** 国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、産業教育の振興を図るように努めるとともに、地方公共団体が左の各号に掲げるような方法によつて産業教育の振興を図ることを奨励しなければならない。

- 一 産業教育の振興に関する総合計画を樹立すること。
- 二 産業教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること。
- 三 産業教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。
- 四 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。
- 五 産業教育の実施について、産業界との協力を促進すること。

## 第二章 地方産業教育審議会

### （設置）

**第十一条** 都道府県及び市町村（市町村の組合及び特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方産業教育審議会を置くことができる。

### （所掌事務）

**第十二条** 地方産業教育審議会（以下「地方審議会」という。）は、それぞれ、当該都道府県又は市町村の区域内で行われる産業教育に関し、第三条各号に掲げるような事項その他産業教育に関する重要事項について、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

(委員)

**第十二条** 地方審議会の委員は、産業教育に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、それぞれ、都道府県又は市町村の教育委員会が任命する。

2 前項の委員の任命に当たっては、あらかじめ都道府県の教育委員会にあつては知事の意見を、市町村の教育委員会にあつては市町村長の意見を聴かなければならない。

3 委員は、非常勤とする。

4 委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

5 前項の費用は、それぞれ、都道府県又は市町村の負担とする。

6 委員の定数並びに費用弁償の額及びその支給方法は、条例で定める。

(教育委員会規則への委任)

**第十四条** 地方審議会に関し必要な事項は、この法律に規定するものを除くほか、それぞれ、当該都道府県又は市町村の教育委員会規則で定める。

2 前項の規則の制定に当たっては、あらかじめ都道府県の教育委員会は知事と、市町村の教育委員会は市町村長と協議しなければならない。

## ○岡山県産業教育審議会条例

昭和六十年十二月二十四日

岡山県条例第三十号

岡山県産業教育審議会条例をここに公布する。

### 岡山県産業教育審議会条例

(設置)

**第一条** 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第十一条の規定により、教育委員会に岡山県産業教育審議会を置く。

(委員の定数)

**第二条** 岡山県産業教育審議会の委員の定数は、十五人以内とする。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十一年一月十二日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 岡山県産業教育審議会委員の定数に関する条例(昭和三十一年岡山県条例第二十七号)は、廃止する。

# ○岡山県産業教育審議会規則

昭和二十六年十一月二日  
岡山県教育委員会規則第十八号  
(平成二十五年三月二十九日一部改正)

産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第十四条の規定に基づき、岡山県産業教育審議会規則を次のように定める。

## 岡山県産業教育審議会規則

(組織)

**第一条** 岡山県産業教育審議会委員(以下「委員」という。)は、左に掲げる者の中から岡山県教育委員会が任命する。

- 一 産業経済界における学識経験者
- 二 教育界における学識経験者
- 三 勤労界における学識経験者
- 四 行政機関の職員

**第一条の二** 岡山県産業教育審議会(以下「審議会」という。)に専門の事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員の任期は、一年とする。

**第一条の三** 専門委員は、産業教育に関し学識経験がある者及び関係行政機関の職員のうちから、審議会の推薦に基づいて岡山県教育委員会が任命し、又は委嘱する。

(任期)

**第二条** 第一条第一号から第三号までに掲げる者のうちから任命される委員の任期は二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第三条** 審議会に会長及び副会長一名を置く。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、委員の互選による。

(議事)

**第四条** 審議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

**第五条** 審議会の庶務は、岡山県教育庁高校教育課において処理する。

(雑則)

**第六条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、審議会が定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則 (平成二五年教委規則第五号)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

岡山県産業教育審議会のこれまでの審議主題

会 期	答申又は建議年月日	審 議 主 題
第 1 期	昭和27年3月10日 建議	岡山県教育庁に産業教育係を設置されたい 統合制の産業教育課程を単独制に移行されたい
	昭和27年7月8日 建議	産業教育設備費国庫補助金事業の2/3を県費負担されたい
	昭和27年12月24日 建議	高等学校家庭に関する課程を振興されたい
第 2 期	昭和29年1月8日 建議	工業高等学校に繊維に関する課程を設置されたい
第 3 期	昭和31年9月11日 建議	県立瀬戸南高校に園芸課程を設置されたい
	昭和31年12月19日 建議	県立玉島高校は普通課程と商業課程を分離独立されたい
	昭和32年1月29日 建議	県立岡山工業高校の2校舎を統合移転されたい
	昭和32年8月20日 建議	本県中学校における産業教育を振興されたい
	昭和32年11月19日 建議	県立高校の産業教育施設を整備充実されたい
第 4 期	昭和33年2月19日 建議	岡山工業高校に電気科、倉敷工業高校に工業化学科、津山工業高校に電気科を設置されたい
	昭和34年1月19日 建議	県立笠岡商工高校は商業課程と工業課程の2校に分離独立されたい
第 5 期	昭和34年12月3日 建議	教育課程の改訂に際し中学校並びに高校の産業教育を振興されたい
	昭和35年11月21日 答申	産業教育振興上の留意点は何か
	昭和36年10月3日 建議	岡山県に工業高等専門学校を誘致されたい
	昭和36年10月21日 建議	産業教育の一層の振興を図るため、設備充実、教員確保、教員の現職教育に努力されたい
第 6 期	昭和37年12月6日 答申	新設農業科の適正な施設・設備の基準について
	昭和37年12月20日 建議	農業高校の施設・設備の充実を図られたい 商業高校の施設・設備の充実を図られたい
	昭和38年1月24日 答申	高等学校家庭科教育の推進方向について
第 7 期	昭和39年2月26日 答申	工業に関する学科の適正配置について
	昭和39年5月6日 答申	商業技術科目の強化とその効果的な取扱について
	昭和39年10月9日 答申	農業高校における自営者養成教育の推薦について
	昭和40年12月1日 答申	岡山県商業教育共同実習所の指導はどのように進めたらよいか

会 期	答申又は建議年月日	審 議 主 題
第 8 期	昭和42年 4 月 答申	県下高校・中学校新規卒業生の県内就職を促進するにはどうすればよいか
第 9 期	昭和44年 8 月22日 答申	県勢の進展に即応する高等学校産業教育の推進方向について
第10期	昭和47年 1 月17日 建議	高等学校産業教育の推進について
第11期	建議なし	職業教育の当面する諸問題と今後のあり方について
第12期	昭和50年 9 月30日 建議	高等学校職業学科における体験的学習の推進について
第13期	昭和52年10月14日 建議	本県高等学校における職業教育の課題と改善の方向について
第14期	昭和54年10月 5 日 建議	本県高等学校家庭科教育の振興方策について
第15期	昭和56年10月20日 建議	本県全日制高等学校普通科における勤労にかかわる体験的学習の推進について
第16期	昭和58年10月21日 建議	本県高等学校職業学科における職業教育の充実策について
第17期	昭和61年 3 月19日 建議	エレクトロニクスの進展に伴う情報処理教育のあり方について
第18期	昭和63年 3 月 4 日 答申	サービス経済化に伴う高等学校の職業教育のあり方について
第19期	平成 2 年 3 月31日 建議	本県における職業教育の改善充実について
第20期	平成 4 年12月14日 建議	新しい時代に対応する職業学科の在り方について
第21期	平成 7 年 1 月23日 建議	本県高等学校における特色ある職業教育の在り方について ー多様化した生徒に対応した職業教育の在り方ー
第22期	平成10年10月14日 建議	21世紀を展望した専門高校の在り方について
第23期	平成14年11月12日 建議	地域や産業界とのパートナーシップの確立について ～地域を支えるスペシャリストの育成～
第24期	平成18年11月15日 建議	21世紀を切り拓く専門高校の在り方について ～望ましい勤労観・職業観を身に付けた人材の育成について～
第25期	平成23年 1 月 5 日 建議	新たな時代に対応したスペシャリスト育成のために

## これまでの建議を受けての施策について（参考資料）

### 1 第23期(H12～H14)の建議(H14年11月)を受けて

- (1) 情報化に対応した専門教育の充実
  - \* I T活用推進プロジェクト（H16年度～）
    - ・ 3 県連携 I T 交流事業 兵庫・岡山・鳥取が T V 会議活用遠隔交流等
    - ・ ミレニアム授業推進プロジェクト 最先端機器の活用、未来型授業等
- (2) キャリア教育の充実
  - \* インターンシップ・ボランティア体験学習推進事業（H15年度～）
  - \* キャリア・アドバイザー派遣事業（H14～16年度）
  - \* 高校生のためのジョブフェア（H15年度～） 県内 3 ヶ所で実施
- (3) 学習機会の拡大
  - \* スーパーエンバイロメントハイスクール研究開発事業（H15年度～）  
研究機関と連携、廃棄物のリサイクル技術の研究・開発を 5 校が実践
  - \* “生き生き農高生” 地域パートナーシップ支援事業（H15～17年度）  
地域の公園や J R の駅等公共施設でガーデニングによる展示を 6 校が実施
  - \* エコハイスクールプロジェクト（H16～18年度、勝間田高校）  
森林保全に関する総合的な学習及びより高度な専門知識を持つ担い手の育成
  - \* ハイスクールカンパニー運営事業（H15～18年度）  
専門高校が連携して会社を設立し、商品企画開発から販売等の運営を実践
  - \* おかやまスペシャリスト育成教育特区（H16年度～）  
在学中の早い時期から、学校外の専門家のもとで長期間指導を受ける  
（※H17年度からは「おかやまスペシャリスト育成実践校」）

### 2 第24期(H16～H18)の建議(H18年11月)を受けて

- (1) キャリア教育の充実
  - \* キャリア教育推進事業（H17～19年度） 外部人材を支援員として活用  
キャリア教育推進校の指定、キャリア教育地域会議の開催
  - \* 新キャリア教育推進プラン（H20年度） キャリア教育指導者養成講座の開設  
キャリア教育プログラム実践校の指定、外部人材を支援員として活用
  - \* 高校生キャリアアップ事業（H21年度～） 就職開拓支援員の活用
- (2) 学習機会の拡大
  - \* “飛び出せ！専門高校生” 地域実践サポート事業（H18年度～）
- (3) 産業界との連携
  - \* 産業教育長期専門研修（H18年度～）専門科教員の産業現場での研修（1年間）  
※その他、インターンシップや産業現場での実習、産業現場からの外部講師活用、  
産業界や大学等との連携による教員の研究・研修活動等を推進

### 3 第25期(H21～H23)の建議(H23年1月)を受けて

- (1) キャリア教育の充実
  - \* 全国産業教育フェア岡山大会（H24年度）  
将来のスペシャリストの育成を目指している専門高校の教育活動を情報発信
  - \* きらり輝け！岡山さんフェア（H25～28年度）  
地域社会に産業教育の魅力を発信し、その活性化を図ることを目的
  - \* きらり輝け！高校生キャリア教育フェア（H29年度～）  
地域や産業界等と連携し、将来の職業選択のきっかけとなる機会の拡充を図る
- (2) 学習機会の拡大
  - \* プログラミングコンテストへの道事業（H29年度～）  
情報活用能力の育成に向けたプログラミングや情報セキュリティ人材の育成
- (3) 産業界との連携
  - \* 岡山県地域人材育成支援事業（H23～29年度）  
産業界から社会人講師を招へいし、実習や課題研究等において教師の指導を支援
  - \* おかやま創生 高校パワーアップ事業（1期H28～30年度 2期H30～R2年度）  
地域の課題やニーズを踏まえ、岡山創生を担う人材の育成や高校の魅力化を図る
  - \* 高等学校魅力化推進事業（R1～3年度）  
リーディングモデル グローバル化や A I 等に対応する先進的な学科等の研究  
リージョナルモデル コーディネーターを配置し、地域と連携した魅力化の取組





教高職第 377 号  
令和 2 年 10 月 20 日

岡山県産業教育審議会会長 殿

岡山県教育委員会

社会の変化に対応する職業系学科の在り方について（諮問）

産業教育振興法（昭和 26 年法律第 228 号）第 12 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

社会の変化に対応する職業系学科の在り方について

2 諮問理由

職業系学科は、高等学校の職業教育を主とする専門学科であり、本県では、主に専門高校において開設され、各教科の指導を通して関連する職業に従事する上で必要な資質・能力を育み、社会や産業を支える人材を輩出してきました。

今日、我が国では、AI や IoT が広がるなど、Society5.0 とも呼ばれる新たな時代の到来が、社会や生活を大きく変化させ、情報化やグローバル化も進展するなど、予測困難な時代を迎えています。

このような中、職業に必要とされる知識・技術も絶え間なく変化し高度化しているため、これに対応した人材の育成や、深刻な少子化・高齢化の状況の中で、特に地方においては地域の産業を担う人材の確保が課題となっています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響も大きく、依然として社会情勢が安定しない中、リモートワークやオンライン学習など、急速に ICT の活用が進んだことで、産業界や教育界等においても、就労形態や教育活動に大きな変化をもたらしています。

ついては、こうした社会の変化に対応する職業系学科の在り方について、任期の間、次の視点を踏まえ、調査審議いただきますようお願いします。

- 地域や産業界等のニーズに応じた、社会の第一線で活躍できる専門的職業人をどのように育成していくか。
- 企業や大学、研究機関等と連携した教員の資質・能力の向上や教育内容・指導方法等の工夫・改善、産業教育施設・設備の充実による質の高い職業教育をどのように推進するか。

## 諮問事項

「社会の変化に対応する職業系学科の在り方について」  
～地域や産業界との連携による専門的職業人の育成～

### 新学習指導要領の職業に関する教科の改訂

- 育成すべき資質・能力の明確化
  - (1)知識及び技術(2)思考力・判断力・表現力等
  - (3)学びに向かう力、人間性等
- 主体的・対話的で深い学びの実現
- 地域や社会の発展を担う職業人の育成
  - (1)持続可能な社会の構築(2)情報化の一層の進展
  - (3)グローバル化

### 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」 (内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部)

- 高等学校の機能強化等
  - ・地域への課題意識や貢献意識を持ち、将来、地域ならではの新しい価値を創造し、地域を支えることができる人材の育成
  - ・地域経済の活性化を担う人材を養成する専門高校等と、地方公共団体や産業界、大学等が連携・協働による実践的な職業教育の推進
  - ・実験・実習に必要となる産業教育施設・設備の充実を図り、質の高い専門的な教育の推進

### 岡山県立高等学校教育体制整備実施計画(平成31年2月)

- 新たな時代に対応した魅力ある高等学校づくりの方策  
キャリア教育・職業教育の充実
  - ・体系的・系統的なキャリア教育の充実
  - ・インターンシップ等やデュアルシステムの充実
  - ・職業教育の充実

- 高等学校教育の基盤整備の方策  
職業系学科
  - ・農業、工業、商業、家庭、看護、情報、福祉の各大学科の特色を生かし、地域や産業界等のニーズに応じた人材を育成

LM

## 職業系学科の魅力づくり(R元～3年)

RM

### リーディングモデル

- 時代の進展に対応する人材の育成  
大学、企業、研究機関等との連携
  - ・岡山工業 STEAM教育
  - ・興陽 スマート農業
  - ・岡山東商 起業・継業
  - ・倉敷商業 観光産業振興

AI

IoT

Society5.0

人口減少

少子・高齡化

地方創生

### リージョナルモデル

- おかやま創生を担う人材の育成  
地域との連携の在り方等の研究
  - ・笠岡工業 地域の担い手づくりの確立
  - ・笠岡商業 地域資源を生かした学びの実践による人材育成
  - ・高梁城南 地域創生人材の育成

社会や産業界等のニーズに応じた専門的職業人の育成

### 質の高い職業教育の推進

教員の資質・向上

指導内容の工夫・改善

施設・設備

## 専門的職業人を育成するための各職業系学科のあるべき姿

農業に関する学科

工業に関する学科

商業に関する学科

家庭に関する学科

看護に関する学科

情報に関する学科

福祉に関する学科

総合に関する教育

## 審議の進め方について（案）

- 調査の方向性について審議会で検討し、専門的な事項については専門委員会（以下「委員会」という。）を開催し、そこで検討、審議する。
- 委員会での検討、審議結果を審議会で共有し、そこでさらに審議を深める。

### 令和2年度

- 第1回審議会(10月) ・諮問及び審議の進め方について  
・諮問事項についての審議（自由討議）

- ・第1回専門委員会（12月） 諮問事項に関する調査・研究、資料の作成  
実施済みアンケートの分析

- 第2回審議会(2月) ・諮問事項についての審議  
（第1回専門委員会を行い得られた情報をもとに討議）

### 令和3年度

- ・第2回専門委員会（5月） 諮問事項に関する調査・研究、資料の作成

- 第3回審議会(7月) ・諮問事項についての審議  
・建議の骨子案の検討

- ・第3回専門委員会（8月） 建議案の起草について

- 第4回審議会(10月) ・建議案の検討

- 建 議(11月)